

令和 6 年 12 月
(第 17 回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和 6 年 12 月 23 日 (月曜日)

令和6年12月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年12月23日（月曜日） 午前9時00分～午前10時05分

2 開催場所 南大隅町役場 本庁

3 （1）出席委員（11人）

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1 番	淵 脇 耕 二
〃	2 番	徳 留 徳 次
〃	3 番	田 淵 哲 朗
〃	5 番	溝 田 耕 一
〃	6 番	後 藤 望
〃	7 番	富 田 良 成
〃	8 番	吉 永 一 雪
〃	9 番	山 之 口 勝一
〃	10番	川 田 原 司
〃	11番	北 之 口 洋 一

4 農業委員会事務局職員

事務局長	木佐貫 公子
事務局書記	立切 駿矢
事務局会計年度任用職員	西原 真由美
佐多支所産業グループ	持留 明広

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第69号 非農地証明願いに係る証明について

議案第70号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第71号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

議案第72号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によ
る農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

議案第73号 農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断について

6 会議の概要

議 長： ただいまから、令和6年12月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は11名です。12番、横原委員から欠席の届けがありました。
よって12名中11名の出席ですので、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、12名の出席でございます。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは、3番の田淵委員と5番の溝田委員の両名を指名致します。
本日の会議書記には事務局職員の立切氏と西原氏を指名致します。
以上で日程第1を終わります。

議 長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。許
可申請は1件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが1件でございます。

(1ページ議案第68号の議案書、2ページの集計表読み上げ)

受付番号1番の資料については、3ページから4ページをそれぞれお目通しください。
また、別添の調査表についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思います。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

3 番： 田淵です。12月17日午後1時から申請人と田島推進委員の3人で調査しました。
場所は〇〇集落の〇〇近くです。〇〇番〇〇は申請人自宅の裏側で菜園として活用さ
れています。〇〇番〇〇は水田できれいに耕運されていました。北側の少し離れた場
所に〇〇番があり、ビワが植えてありました。親子での贈与でありなんら問題ないも
のと考えます。

議 長： ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入
ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の田島推進委員、何かご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。
それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。
推進委員の皆さんにお伺いします。

受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございました。
全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第68号 受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第68号 受付番号1番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第69号「非農地証明願いに係る証明について」を議題と致します。
申請件数は1件です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、5ページの議案第69号の議案書をご覧ください。
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は1件です。

(5ページ 議案第69号の議案書の読み上げ)

事務局： 受付番号1番の資料については、6ページから9ページです。
また、その他資料に現地の写真がございますので、それぞれ御目通しください。
よろしくお願いします。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告ですが、私の担当地区ですので、報告いたします。
12月19日に事務局と現地調査を行いました。航空地図を見てもらえればと思いますが、〇〇との〇〇付近です。周囲も全体的に杉が植えられていました。今後開発も考えられない場所ですので非農地と判断して問題ないと考えます。

議長： ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の宇都推進委員、何かご意見等ありませんか。

推進委員： 野村です。所有者の年齢はいくつですか。委任状で申請しているが土地を購入していますか。それとも今から購入するところですか。

議長： 土地と木と今から購入するところだと思います。私も近くに山林があり土地と木と購入したいと申し出がありました。

事務局： 年齢は88歳です。

推進委員： 前回は委任状が出ていたので出来るのであれば所有者が申請をしたほうが良いと考えます。

事務局： 本人が申請出来ればいいのですが高齢等で出来ないため委任状での申請でした。

また、伐採する前に法務局で地目変更しなければ、伐採後は地目が山林へ変更できない場合もあるので地目変更登記をしてから名義変更し、伐採するということでした。

7 番： 富田です。最近、〇〇さんの非農地申請が多いので経済課の林務担当へ伐採後の植林指導をするように事務局からつないでおいってください。よろしくお願いいたします。

議 長： 事務局から経済課へ指導するようつないでください。

議 長： よろしいですか。

それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。

受付番号1番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございました。

全推進委員、承認やむなし。でございます。

それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第69号受付番号1番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第69号受付番号1番は、非農地として承認することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第70号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

川田原委員に関する議案が提出されております。よって南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退室していただきます。

(川田原委員退室)

議 長： 事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、10ページの議案第70号の議案書をご覧ください。
農業振興地域整備計画の変更に係る意見については1件です。

(10ページ 議案第70号の議案書の読み上げ)

受付番号1番については、農業用機械倉庫建設に伴う用途区分変更でございます。
資料は11ページから19ページまでです。それぞれ御目通しください。
よろしくお願いします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

8 番： 吉永です。12月18日9時から事務局、会長、申請人と現地調査を行いました。
申請地は、〇〇の北東に位置し、北側は、〇〇と隣接していますが南側の畑について

は長年耕作放棄地となっています。申請地はシキミが植栽されていました。申請地の北側入口の道路沿いに40㎡の農業用倉庫建設に伴う用途区分変更の申請であり、倉庫建設に伴う他の圃場への影響は無いものと考えられ、農業用の倉庫であるため問題ないと考えます。

議長： ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の弥永推進委員、何かご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。
それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思っています。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号1番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、承認やむなし。でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第70号 受付番号1番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第70号 受付番号1番は、承認することに決定しましたので、町長に意見を送付します。

(川田原委員入室)

議長： 次に、議案第71号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明します。
20ページをお願いいたします。

(20ページ 議案第71号の議案書の読み上げ)

21ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)

22ページから23ページの集積計画については、それぞれ御目通しください。

議長： これより質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。
それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思っています。

推進委員の皆さんにお伺いします。

議案第 7 1 号の集積計画について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、異議なしでございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、
議案第 7 1 号について、集積計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 7 1 号は集積計画のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第 7 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に
よる農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。事務局
の説明を求めます。

事務局： 町長より農用地利用集積等促進計画案に係る意見を求められておりますので、説明し
ます。

(2 4 ページ 議案第 7 2 号の議案書の読み上げ)

2 5 ページの総括表をご覧ください。

2 6 ページから 3 1 ページの促進計画案については、それぞれ御目通しください。

議 長： 7 番・8 番に田島推進委員に関する議案が提出されております。よって南大隅町農業
委員会会議規則第 1 2 条の議事参与の制限により退室していただきます。

(田島推進委員退室)

議 長： まず、議案 7 2 号のうち 7 番・8 番について質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。
それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆
さんにお伺いします。
議案第 7 2 号のうち 7 番・8 番の促進計画案について、異議なし。とされる方は挙手
をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。
全推進委員、異議なしでございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、

議案第72号のうち7番・8番について、促進計画案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第72号のうち7番・8番は促進計画案のとおり決定いたします。

(田島推進委員入室)

議長： 次に議案第72号のうち1番から6番と9番から42番について質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。
それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
議案第72号のうち1番から6番と9番から42番の促進計画案について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございました。
全推進委員、異議なしでございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第72号のうち1番から6番と9番から42番について、促進計画案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第72号のうち1番から6番と9番から42番は、促進計画案のとおり決定いたします。

議長： 次に、本日の追加議案とします。
議案第73号「農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断について」を議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断、いわゆる非農地判断の農地でございます。それでは、議案書をもとに説明します。

(1ページ 議案第73号の議案書の読み上げ)

資料の2ページになります。今月の定例総会において、非農地として判断していただく農地は、合計で771筆447, 817㎡(約44.8ha)となっております。以上につきましては、農地法の運用について第4(1)に基づき、「農地」に該当しないと判定された土地について、本定例総会でお諮りするものです。

農林水産省通知の「農地法の運用について」の基準に従い、3 ページ以降に掲載しております対象農地が、農地に該当するか否かについて定例総会の決議により判断を行うこととされておりますので、これらについて審議をお願いするところであります。

議 長： これより質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

3 番： 田淵です。写真で判定をして事務局で非農地判断されますか。

事務局： 農地パトロールで非農地判断した場所のみであり、事務局が写真判定で非農地判断はしていません。

3 番： 農地パトロールのみで全体で約 7 0 0 筆もあったのですね。

事務局： はい。そうです。

1 1 番： 今回判断したもので、現況地目が山林や原野ではなく、田畑のものもあるが間違いはないか。

事務局： 現況地目は税務課の課税地目ですので本人が税務課で変更するか、山林化しても税務課で変更せずに田畑のままの場所もあります。

1 0 番： 一覧表の筆と面積は今年度のパトロールのみですか。

事務局： 今年度のパトロール結果と過去に非農地判断していたが、漏れがあった筆になります。

3 番： 農地パトロールの結果で非農地判断した情報は法務局にも提供されますか。

事務局： 法務局へ情報は提供しませんが、所有者へ通知を送付して法務局で地目変更登記をするようにしております。過去に非農地判断したものについても再発行できますので再発行し、地目変更登記をされる方々もいらっしゃいます。

議 長： よろしいですか。
それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
議案第 7 3 号の農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない農地の判断については、提案された農地を非農地判断として処理することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございました。
全推進委員、賛成でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 7 3 号について、提案された農地を非農地判断として処理することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 7 3 号は非農地として判断し処理することに決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。
次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： その他、あっせん申出、1 月の行事予定について

議 長： よろしいですか。
以上をもちまして、令和 6 年 1 2 月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋口 初男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員